

持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱

制 定 令和4年12月12日付け4農産第3308号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(趣旨)

第1 畑作産地においては、サツマイモ基腐病やジャガイモシストセンチュウなどの難防除病害虫の発生拡大、需給バランスの崩れや労働力不足等の課題の顕在化、減農薬・減化学肥料などの環境意識の高まりなど、取り巻く環境が大きく変化しており、これらの変化に対応した持続的な生産体系の確立が急務となっている。

このため、本事業により、病害の抑制と需要に応じた生産拡大の両立、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担の軽減、新たな需要の拡大、環境に配慮した生産体系の確立に向けた取組等を支援することにより、畑作産地の持続的発展を推進する。

(通則)

第2 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、難防除病害虫の発生拡大、需給バランスの崩れや労働力不足等、畑作産地が直面する様々なリスクや環境の変化への対応能力を強化するため、病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担の軽減、新たな需要の拡大、環境に配慮した生産体系の確立に向けた取組等を支援することにより、生産性を向上させ、持続可能な畑作産地の構築を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体については、別表1に掲げるとおりとする。

2 別表1に掲げる事業の内容については、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるとおりとする。

(事業の実施)

- 第5 本事業の成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度については、農産局長が別に定めるところによるものとする。

(交付の対象及び補助率)

- 第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事並びに別表1に掲げる国直接採択事業及び独立行政法人向け事業の事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う同表の事業種類の欄に掲げる1から3までに掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(流用の禁止)

- 第7 別表2の区分の欄に掲げる1から5までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、農産局長が別に定めるところにより作成した事業実施計画を添えて、別表2の区分の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に交付申請書を提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第10 交付決定者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要する標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第11 補助事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第12 都道府県知事以外の補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 都道府県知事以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 都道府県知事以外の補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第13 補助事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第14 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれ

る場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第17 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、交付決定者は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第18 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第14第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実

績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第20 交付決定者は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には通知するものとする。

2 交付決定者は、補助事業者には交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第21 補助事業者は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。

2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第22 交付決定者は、第14第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者による処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第23 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第24 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
 - 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第25 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該

事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第26 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第27に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第27 都道府県知事である補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第28 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第7、第14から第17まで、第19、第21から第23まで、第25及び第26の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及びこの要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 補助事業者は、地方公共団体の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第12及び第27の規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 3 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第10第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 6 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告及び事業実施結果の評価)

- 第29 補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況報告及び実施結果の自己評価について、別表1の事業種類の欄の1及び2に掲げる事業にあっては地方農政局長等、3に掲げる事業にあっては農産局長に報告するものとする。

(事業費の低減)

- 第30 補助事業者は、本事業の実施に当たっては、過剰と受け取られかねない推進活動及び農業機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなけ

ればならない。

(個人情報の取扱い)

第31 補助事業者は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用する、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

(他の施策との関連)

第32 補助事業者は、作業従事者及び受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

2 補助事業者は、農業共済組合等と連携し、本事業の受益農家等に対し、経営の安定を図るため、農業経営収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

(その他)

第33 交付決定者は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとするとともに、農産局長は、本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、補助事業者等に対して報告を求めることができるものとする。

(委任)

第34 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年12月12日から施行する。

別表1（第4、第6関係） 事業の内容等

事業種類	区分	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業	都道府県向け補助金	(1) 種ばれいしょの新産地形成支援事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 農業者の組織する団体 6 地域農業再生協議会 7 民間事業者 8 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの。 9 都道府県、農業者等で構成するコンソーシアム 10 農業者	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	事業費の1/2 以内 定額
		(2) 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 農業者の組織する団体 6 民間事業者 7 実需者、農業者等で構成するコンソーシアム	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
		(3) 種ばれいしょの安定供給対策事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 農業協同組合 2 農業者 3 農業者の組織する団体 4 地域農業再生協議会 5 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める	定額

	種ばれいしょの生産を行うもの。	要件を満たしていること。	
(4) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 農業協同組合 2 農業者 3 農業者の組織する団体 4 地域農業再生協議会 5 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
(5) ばれいしょ産地モデル育成推進事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 農業者の組織する団体 6 民間事業者 7 地域農業再生協議会 8 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの 9 種ばれいしょの生産者、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、実需者又は都道府県若しくは市町村で構成するコンソーシアム	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	事業費の1/2以内 定額

(6) ばれいしょ保管施設等整備事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 農業者の組織する団体 4 民間事業者 5 地域農業再生協議会 6 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であつて種ばれいしょの生産を行うもの	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	事業費の1/2 以内
(7) 豆類等の安定生産対策事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 農業者の組織する団体 4 地域農業再生協議会	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
(8) 持続的な生産・流通体系確立事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 農業者の組織する団体 6 民間事業者 7 都道府県、実需者、農業者等で構成するコンソーシアム	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
(9) 労働負担軽減対策事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 都道府県 2 市町村	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たし	事業費の1/2 以内

			3 農業協同組合 4 農業者の組織する団体 5 地域農業再生協議会 6 民間事業者	ていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	
		(10) てん菜から需要の高い作物への転換支援事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 市町村 2 農業協同組合 3 農業者 4 農業者の組織する団体 5 地域農業再生協議会	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	事業費の 1/2 以内 定額
2 環境に配慮した生産体系確立支援事業	都道府県向け補助金	(1) 環境に配慮した地域生産モデル確立事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 農業者の組織する団体 6 民間事業者 7 都道府県、実需者、農業者等で構成するコンソーシアム	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額

	国直接採択事業	(2) かんしょ病害抑制対策事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 農業者の組織する団体 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合 4 かんしょでん粉製造事業者 5 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。） 6 かんしょでん粉製造事業者の組織する団体 7 農事組合法人 8 農事組合法人以外の農地所有適格法人 9 特定農業法人及び特定農業団体 10 かんしょ加工品製造事業者	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	事業費の1/2 以内、定額
3 砂糖等の新規需要拡大対策事業	国直接採択事業	(1) 砂糖等の新規需要開拓支援事業 ア 加糖調製品に係るニーズ調査 イ 国産の加糖調製品の開発 ウ 販路拡大のためのマッチング・PR エ 甘味資源作物の他用途利用	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) のアからウまでの事業 砂糖製造事業者・関連団体を含む2 者以上の関係者（実需者団体、食品製造事業者、機械メーカー等）で構成するコンソーシアム (1) のエの事業 1 砂糖製造事業者 2 コンソーシアム（砂糖製造事業者を含む）	次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 1 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 2 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 3 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	事業費の1/2 以内、定額
	独立行政法人向け事業	(2) 砂糖の仕向先変更促進対策事業	事業実施主体は、独立行政法人農畜産業振興機構とする。	—	定額

別表 2 (第 6、第 7、第 8 及び第 15 関係)

区分	経費 (各事業の番号は別表 1 より引用)	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容
1 国産農産物生産基盤強化等対策 事業費補助金 持続的畑作生産体系確立緊急支 援事業費 ばれいしょ増産対策事業	1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業 事業実施主体が実施する次に掲げる事業に要する 経費のうち、補助事業者が事業実施主体に交付する経 費 (1) 種ばれいしょの新産地形成支援事業 (2) 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業 (3) 種ばれいしょの安定供給対策事業 (4) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業 (5) ばれいしょ産地モデル育成推進事業 (10) てん菜から需要の高い作物への転換支援事業	定額 1/2 以内	地方農政局長等 (※)	経費の欄の 1 の (1) から (5) まで及び (10) の経費 の相互間における国庫補助 金の 30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の 30%を超える増又は国 庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の 30%を 超える減 5 成果目標の変更
2 国産農産物生産基盤強化等対策 事業費補助金 持続的畑作生産体系確立緊急支 援事業費 その他対策事業	1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業 事業実施主体が実施する次に掲げる事業に要する 経費のうち、補助事業者が事業実施主体に交付する経 費 (7) 豆類等の安定生産対策事業 (8) 持続的な生産・流通体系確立事業 (9) 労働負担軽減対策事業 2 環境に配慮した生産体系確立支援事業 補助事業者が実施する次に掲げる事業に要する経 費 (1) 環境に配慮した地域生産モデル確立事業	定額 1/2 以内	地方農政局長等 (※)	経費の欄の 1 の (7) から (9) まで及び 2 の (1) の 経費の相互間における国庫 補助金の 30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の 30%を超える増又は国 庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の 30%を 超える減 5 成果目標の変更
3 国産農産物生産基盤強化等対策 事業費補助金 持続的畑作生産体系確立緊急支 援事業費 かんしょ病害抑制対策事業	2 環境に配慮した生産体系確立支援事業 補助事業者が実施する次に掲げる事業に要する経 費 (2) かんしょ病害抑制対策事業	定額 1/2 以内	地方農政局長等 (※)		1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の 30%を超える増又は国 庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の 30%を 超える減 5 成果目標の変更

4 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業費 砂糖等の新規需要拡大対策事業	3 砂糖等の新規需要拡大対策事業 補助事業者が実施する次に掲げる事業に要する経費 (1) 砂糖等の新規需要開拓支援事業 (2) 砂糖の仕向先変更促進対策事業	定額 1/2 以内	農林水産大臣	経費の欄の(1)及び(2)の経費の相互間における国庫補助金の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更
5 国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業費 ばれいしょ保管施設等整備事業	1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業 事業実施主体が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち、補助事業者が事業実施主体に交付する経費 (6) ばれいしょ保管施設等整備事業	1/2 以内	地方農政局長等 (※)		1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更

※ 地方農政局長等については、補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。

別記様式第1号（第8関係）

令和〇〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金
（〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度において、事業実施計画のとおり事業を実施したいので、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日〇農産第〇号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

- （注）
- 1 この申請書は、事業ごとにそれぞれ作成すること。
 - 2 本交付申請と併せて、農産局長が別に定めるところにより作成した事業実施計画を提出すること。
 - 3 農産局長が別に定めるところにより提出した事業実施計画の記載内容から変更があるときは、本文中の「事業実施計画のとおり事業を実施したいので」を「実施要領（又は公募要領）に基づき提出した事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画の変更箇所を加筆修正した該当ページを添付して提出すること。
 - 4 申請の際には、事業実施計画書の写しを添付すること。
 - 5 間接補助事業である場合は、都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
 - 6 交付決定前に着手した場合した場合には、農産局長が別に定める交付決定前着手届等、着手年月日が分かる資料を添付すること。

別記様式第2号（第12、第28関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

（間接）補助事業者 殿

所在地
商号名又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第14関係）

令和〇〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金
（〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日〇農産第〇号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注） 1 交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名中の「補助金変更等承認申請書」を「補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「交付等要綱第8及び第14の規定に基づき申請する。」を「交付等要綱第14の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「中止（廃止）」と書き換えること。

別記様式第4号（第16関係）

令和〇〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金
（〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日〇農産第〇号農林水産事務次官依命通知）第16の規定に基づき届け出る。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇月〇日までに 完了したもの		〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予 定 年月日	
	円	円	%	円		
計						

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第5号（第17関係）

令和〇〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金
（〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日〇農産第〇号農林水産事務次官依命通知）第17の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		第 3・四半期までに 完了したもの		第 4・四半期以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予 定 年月日	
	円	円	%	円		
計						

- （注） 1 「区分」の欄には、交付等要綱別表2の経費の欄に掲げる経費を記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号（第17、第18関係）

令和〇〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金
（〇〇事業）概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿
官署支出官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日〇農産第〇号農林水産事務次官依命通知）第18の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区 分	総事業費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況	(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 「区分」の欄には、別表2の経費の欄に掲げる経費を記載すること。
- 2 下線部は、第17第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 補助事業等の実態に応じて、上記のほか必要な事項を追加することができる。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号（第19関係）

令和〇〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金
（〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日〇農産第〇号農林水産事務次官依命通知）第19第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

- （注）1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しとすること。

別記様式第8号（第19関係）

令和〇〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金
（〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日〇農産第〇号農林水産事務次官依命通知）第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫 補助金	(A) のう ち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第 9 号（第 19 関係）

令和〇〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（〇〇事業）
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金について、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日〇農産第〇号農林水産事務次官依命通知）第 19 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
（令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）
 - （2）付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - （3）3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - （4）補助事業者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 10 号（第 26 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
施設等 名 称	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分 の 内容	
									国庫補 助金	都道府 県費	市町 村費	その他					
								円	円	円							
	計																
	計																
	合 計																

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 27 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名											備 考
			歳 入			歳 出								
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額		
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円		

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。